

# 令和4年度下期 関東森林管理局事業評価技術検討会 議事概要

1 日 時  
令和5年2月13日（月） 10:00～12:00

2 会 場  
WEB会議

3 出席者  
技術検討会委員（50音順）  
岩岡正博委員、立花敏委員、山崎靖代委員

関東森林管理局  
森林整備部長、計画保全部長、計画課長、治山課長、森林整備課長、森林整備課課長補佐、資源活用課長、企画調整課長、企画調整課監査官、企画調整課監査係長、企画調整課監査係

## 4 議事概要

### ○事前評価について

[森林環境保全整備事業（磐城森林計画区）]  
[森林環境保全整備事業（吾妻森林計画区）]  
[森林環境保全整備事業（神奈川森林計画区）]  
[森林環境保全整備事業（中越森林計画区）]

（委員） チェックリストの評価項目について、必須事項の5に「自然環境の保全、景観への配慮が図られること」があり、優先配慮事項の3（1）に「自然環境・景観への配慮」があるが、同じことを評価しているのか。

（関東局） 必須事項での評価は、事業計画が自然環境や景観に配慮したものになっているかをチェックしている。優先配慮事項での評価は、林政推進の観点から、自然環境に関する協議会が設置されているような重要な地域に該当するか、該当する場合、協議会等の外部意見をちゃんと計画に取り入れているかという点をチェックするようになっており、切り口が異なっている。

（委員） 森林整備の作業種中の保育間伐には、搬出間伐が含まれているのか。

（関東局） 存置型間伐、搬出型間伐の両方が含まれている。

（委員） 主伐面積は1か所あたり何haか。

（関東局） 保安林の指定があれば、指定施業要件の範囲内での伐採となるが、おおむね5ha以下である。

（委員） 1か所あたりの主伐面積は、保安林かどうかにかかわらず、5ha以下が基本なのか。事業概要図中の主伐の区域は大きいように見えるが。

（関東局） 今回の事業評価の対象は、林野庁の公共事業費を使用した森林環境保全整備事業である。この事業で行う主伐は、受光伐、保護伐といった森林を育成するための伐採が主伐の形態になっているものであり、保安林であるかどうかにかかわらず、1か所あたりの面積は最大でも5ha程度としている。事業概要図中の主伐表示には、森林環境保全整備事業による主伐箇所のほか、分収林の伐採箇所も含まれている。分収林は契約林のため、5haにかかわらず伐採することとなるが、大きいところでは20ha程度あるものもあり、森林の国土保全機能等を発揮させるためには、一度にすべて伐採してしまうと影響が大きいため、伐採前に契約者と協議して、1区画が5ha程度になるよう分割して伐採するなどの対応をしている。

- (委員) 承知した。図中の主伐表示だと、災害との関連を心配する者が出てくる可能性があるのでは、何らかの注記が必要であると思われる。
- (関東局) 承知した。
- (委員) 列状間伐の導入との記載があるが、間伐はすべて列状間伐なのか。1回目の間伐は列状間伐であっても、2回目3回目は定性間伐にするという方法もあると思う。列状間伐だけだと、その後の森林の状況がどうなるのかが気になる。
- (関東局) 経済性・安全性の観点から、初回だけでなく、それ以降の間伐においても基本的には列状間伐を行う計画となっている。
- (委員) 苗木について、花粉症対策が重要。少花粉か無花粉かといったこともあるが、どの程度花粉症対策苗木を使用するのか。
- (関東局) 関東地方では積極的に花粉症対策を取り入れており、平成20年には、九都県市花粉発生源対策10か年計画が立てられており、花粉症対策を講じている。今は、少花粉苗、無花粉苗、特定母樹を起源とした苗の生産に取り組んでおり、関東圏では、96%が何らかの花粉症対策を行っている苗木を使用している状況である。
- (委員) 事業概要に主伐についての記載がないと思われるが、木材生産の便益の観点からよいか。
- (関東局) 主伐については、主伐期を迎える分収林についての記載がある。
- (委員) 事業概要図に施業実施箇所を拡大表示している部分があるが、これは主な箇所であって、実際の施業実施箇所は計画区の中に散らばっているのか。
- (関東局) おっしゃる通り。
- (委員) 磐城森林計画区の線量の関係で施業困難区域となっている場所について、今回の計画の中では施業実施対象地は含まれてないということか。
- (関東局) おっしゃる通り。
- (委員) 作業種中の更新とは主伐であり、保育とは搬出間伐も含めて間伐等であるという理解で良いか。
- (関東局) おっしゃる通り。また表中に記載のとおり、間伐面積については保護伐等を含めた数字となっている。
- (委員) チェックリストの優先配慮事項の1(2)山村の活性化の評価項目について、各計画区ともB評価となっているが、その理由は何か。
- (関東局) A評価では、山村地域への定住の促進に寄与するものとなっている。一方で、国有林の森林整備事業では、林道や作業道の計画が山村の生活基盤の向上に寄与することからB評価としている。
- (委員) 林道は一般の方が日常的に使用できる道なのか。
- (関東局) 林業専用道であるため、林業をもっぱら行う目的で作るものであるが、災害等があった場合には、生活道路の代替路として使用することも可能としている。
- (委員) 林業専用道は基本的に連絡線形で作る計画なのか。
- (関東局) 森林施業を実施する目的のため、基本的には連絡線形にならないが、結果的に連絡線形になっている部分は、災害時に代替路として使用することも可能である。
- (委員) 獣害防止対策の取組を推進するとあるが、どういったことを行うのか。民間においても関心事であり、今後、地域へ成功事例などを広めてもらいたい。

(関東局) 4計画区のうち、磐城と中越はシカの生息密度が低く、吾妻と神奈川は生息密度が高い地域となっている。それぞれの地域で対策の内容は異なってくるが、生息密度が高い地域では、防護柵を設置したり管理捕獲をしている。捕獲頭数については、地元猟友会と協定を締結して行う捕獲が成果を上げている。今後、モニタリングも含めて、しっかりした対策を講じていくとともに、地域にも発信していく。

## 各評価対象案件に対する意見

### ○事前評価

#### [森林環境整備保全事業（磐城森林計画区）]

事業の必要性、効率性、有効性が認められることから、本事業の実施は妥当と考える。  
事業の効率化や生産性の向上につながる取組を民有林に普及させていくことが望まれる。

#### [森林環境保全整備事業（吾妻森林計画区）]

事業の必要性、効率性、有効性が認められることから、本事業の実施は妥当と考える。  
事業の効率化や生産性の向上につながる取組を民有林に普及させていくことが望まれる。

#### [森林環境保全整備事業（神奈川森林計画区）]

事業の必要性、効率性、有効性が認められることから、本事業の実施は妥当と考える。  
事業の効率化や生産性の向上につながる取組を民有林に普及させていくことが望まれる。

#### [森林環境保全整備事業（中越森林計画区）]

事業の必要性、効率性、有効性が認められることから、本事業の実施は妥当と考える。  
事業の効率化や生産性の向上につながる取組を民有林に普及させていくことが望まれる。